

生活扶助費の減額例(厚労省の試算)

対象者	地域	減額例		減額率
		これまで	8月～2015年4月～	
20～40歳の夫婦	都市部	これまで	13万円	△10%
		8月～	12万6000円	
	町村部	2015年4月～	11万7000円	△6.9%
		//	10万1000円 9万9000円 9万4000円	
夫婦(40歳代)と小・中学生	都市部	これまで	22万2000円	△9%
		8月～	21万6000円	
	町村部	2015年4月～	20万2000円	△8.5%
		//	17万7000円 17万2000円 16万2000円	
(母子世帯)				
母(40歳代)と子2人(小・中学生)	都市部	これまで	21万5000円	△8.4%
		8月～	20万9000円	
	町村部	2015年4月～	19万7000円	△6.4%
		//	17万3000円 17万円 16万3000円	
母(40歳代)と子5人(5歳、小学2人、高校生2人)	都市部	これまで	32万7000円	△8.3%
		8月～	31万8000円	
	町村部	2015年4月～	30万円	△7.9%
		//	26万6000円 25万9000円 24万5000円	
母(30歳代)と子6人(0歳、小学1人、中学2人、高校生1人)	都市部	これまで	37万6000円	△7.7%
		8月～	36万6000円	
	町村部	2015年4月～	34万6000円	△7.5%
		//	30万8000円 30万1000円 28万5000円	
(高齢世帯)				
70歳以上単身	都市部	これまで	7万7000円	△3.9%
		8月～	7万6000円	
	町村部	2015年4月～	7万4000円	△1.7%
		//	6万円 6万円 6万円	

(注) 都市部(1級地1)、町村部(3級地2) 生活扶助費は、母子加算などを含む 端数処理により差額が一致しないことがある

生活保護基準引き下げ

都市の子育て世帯打撃

今回の生活保護基準の引き下げで影響を受けるのは、生活保護利用世帯の96%に上ります。

特に影響が大きいのは都市部の母子世帯です。厚労省の試算では、都市部(東京23区、横浜市、大阪市など)に住む4人家族(40歳代夫婦と小・中学生の子2人)では、現在の月額22万2千円が8月から7千円減、15年4月から2万円減となります。

同じく母子3人家族(40歳代の母と小・中学生の子2人)では、現在の21万5千円から6千円減、3年後には1万8千円減。子ども

が多い母子世帯ほど引き下げ額が大きくなります。30歳代の母と18歳未満の子が6人(0歳、5歳、小学生1人、中学生2人、高校生1人)の世帯では、8月から1万円減、3年後には2万9千円減となります。(表)

「世代間の貧困連鎖を防止」(参院選政策集)するとうい自民党の公約に、真っ向から逆行します。今回、高齢世帯の削減幅は低くなっています。

全国生活と健康を守る会連合会の安形義弘会長の話 憲法25条

すが、月約1万7000円(都市部)あった高齢加算(70歳以上は2006年度に廃止されており、切り詰められた生活を強いられています。(鎌塚由美)

根拠示さず憲法に違反

は、国が健康で文化的な最低限度の生活を保障するとうたっています。しかし、国は「健康で文化的な生活」の科学的な根拠も示さず、生活保護基準以下で生活している人と比較して基準引き下げを決めました。これでは最低生活ラインは際限なく引き下がることになります。物価下落を後行

す。

けの理由として、ともおかし。